

令和 4 年 6 月 24 日

(照会先)

独立行政法人 労働者健康安全機構

総務部長 松永 久

総務部調査役 高橋 嘉寿満

電話 044 (431) 8600

日本バイオアッセイ研究センター職員による試験手順の逸脱行為に関する
処分及び再発防止策について

本日付けで、日本バイオアッセイ研究センター職員による試験手順の逸脱行為に
関与した職員に対して、別添 1 のとおり処分を行いました。

試験手順から逸脱した行為を行うことは、法令遵守が強く求められる独立行政
法人としてあってはならないことであり、国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後とも別添 2 の再発防止策の着実な実施により、信頼回復に努めてまいります。

日本バイオアッセイ研究センター職員による試験手順の逸脱行為に関する
処分について

処分の内容

役 職	処分者数	処分量定
室長クラス	1 人	停職 3 月
所長クラス	1 人	停職 1 月
部長クラス	1 人	減給

日本バイオアッセイ研究センターにおける 試験手順書からの逸脱行為に係る再発防止策

今般の日本バイオアッセイ研究センター（以下「センター」という。）における試験方法に関する手順書からの逸脱行為について、独立行政法人労働者健康安全機構において、既に実施済みの事項も含めて、次のとおりの再発防止策を講ずることとします。

今後、センターはもちろん、他の施設においても今回のような逸脱行為が発生しないよう再発防止策を徹底し、機構として把握した課題等に的確に取り組むことで、一日も早い信頼回復をはかっていくとともに、機構としての使命を全うできるよう努めてまいります。

記

1 標準操作手順書（SOP）の改正

今回の逸脱行為の原因となった投与量指示シートや関係する標準操作手順書（以下「SOP」という。）を洗い出したうえで、物理的に改ざんが困難となるよう必要な改正を行い、関係職員に周知しました。

その後もSOPの自主的な点検・見直しを行っており、今後も継続いたします。

2 自己点検の実施

センターの職員、派遣職員及び研究試験業務に関与する協力会社の社員に対して自己点検を行いました。当該自己点検の結果を踏まえ、SOPの見直し等の改善策を順次講じました。また、センター以外の他の研究施設についても自己点検等を行い、その結果を受けた改善策を講じました。

なお、当該自己点検により、新たな逸脱行為は確認されておられません。

3 研究倫理研修の実施

センターに対する研究倫理研修は令和3年8月に実施しました。センター以外の他施設に対する研究倫理研修は、今回の逸脱行為を受けた臨時研修を令和3年12月までに実施しました。

また、研究不正に関する規程の見直しを行うとともに、中長期的な研究倫理

教育の推進実施体制を整備しました。研究倫理教育に係る中長期計画については令和4年9月までに策定し、それに基づいた研究倫理研修を令和4年10月以降に実施します。

4 人的交流の促進

人的交流の一環として、機構内の複数施設が参加する協働研究※にセンターの研究者を積極的に関与させることで、機構内部の各施設間の人的交流の活発化を図っています。

さらに、令和4年度からはセンターの職員が研究代表者を務める協働研究課題を2つ開始しました。

このほか、学会などの機会を利用した施設間の交流を促すとともに、外部組織との交流の実施についても検討中です。

※ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究など、機構内の複数施設が有する機能等の連携による相乗効果が期待される研究として当機構の中期目標の一つとして位置付けられています。

5 厚生労働省との協議

厚生労働省との協議の場において、新たな化学物質管理のあり方である「自律的な管理」への移行も踏まえて、センターの今後の運営や試験内容等に関し、協議を行っております。

6 研究不正等の通報窓口の実効性の確保

研究不正の通報窓口につきましては、機構内の全施設に対して改めて周知しました。また、ハラスメント一般に関する通報窓口については、すでに施設内の相談員の配置と、外部の相談窓口を設置していますが、改めて機構内の全施設に対して周知徹底を図りました。

令和4年度においても、引き続き各施設の関係者が集まる機会を捉えて周知を行うなど、これらの通報窓口の実効性が確保されるよう努めています。